

その他の事業のその他における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	縦1m、横1.8mの長方形の部材を搬入中、2階の足場の上で部材を受け取った作業員が手を滑らし、下で作業をしていた従業員の左手に部材が当たり受傷した。	22	50～99
1	19～20	当社お客様倉庫内で、機枠の解体作業で重さ20kgの鉄製梁材を分解中棚枠の下側の連結部をしゃがんだ状態で確認中に、高さ約2.2mから梁材の片側が落下して、後頭部にぶつかり負傷した。	50	—
1	16～17	展示会の撤去作業時、ブース内で梱包作業をしていたところ、頭上で大工2名が木工ボード（柱）の取り外しを行っていた。その際、ボード（全長約9m）の中心部分の連結がはずれ、一方が振り子状に落下し、後頭部に直撃した。	22	—
1	23～24	イベント会場からテントの撤収作業中に、テント上部分を両手で持ち上げて脚部を折りたたもうとした際、勢いあまってテントの骨が右足くるぶしに落下し、それが直撃して負傷した。	30	—
2	18～19	スピーカーの搬出作業をしていたところ、本来ピンで固定されているはずの積まれたスピーカーが落下した。スピーカーが手に落ち、左手人差し指を骨折した。	28	1～9
2	12～13	当社工場において、レザークロス製品の巻き取り作業中、次の巻き取り棒をセットしたが、少し位置がずれていた為、もう一度やり直そうとしたところ、機台の上に置いた、使用済みの鉄製の心棒（径3cm×1m×80cm、重さ6kg）に当たり、右足の上に落下し、その際右足親指を開放骨折した。	47	30～49
2	8～9	撮影舞台設営作業中、スタッフが車から用具を降ろした際に金具のついた棒状の物が落ち作業中の被災者の足に直撃した。	48	—

2	14~15	耕作放棄地再生現場で、チェーンソーにて松の立木を伐採作業中、切り倒し方向の谷側に切り口を入れ、倒そうとしている時、倒れずに樹皮が残り、伐採木が垂直に跳ね上がり、右足首に落下し、負傷した。	61	—
2	14~15	ゆず畑にて剪定作業後の木を運ぶ最中に枝が跳ね、左眼を直撃した。	22	50 ~ 99
2	9~10	職員3名で倉庫内の書類の整理をしていた。男性2名で棚の最上部に置いてあったバインダーファイルを下の棚に入れ替え作業中2冊のファイルが落下した。落ちたファイルを当該職員がしゃがみ込んで拾っていた時に、更に別のファイル3冊が落下し、その内の1冊が当該職員の後頭部に直撃した。ファイルは板の上に置かれており、ファイルを動かしているうちに板が浮き上がり、手前に置いてあったファイルが落下したものである。ファイルの角が直撃したため、相当の衝撃があったと推測される。	59	100 ~ 299
3	16~17	事務所内で書類整理時、棚のファイルを取ろうとして手が滑り、ファイルが足に落ちた。	46	1~ 9
3	18~19	本社3階のコミュニティールームにおいて研修を実施し、研修終了後に机を片付ける際、机の天板を折りたたもうとしたが、なかなか折りたたまず、勢い余って机が右足に転倒して負傷した。	23	—
3	13~14	裏手のストックヤード内でチェーンソーを利用して枝切りをしていた時、小枝がはねて左手小指にあたり骨折した。	50	50 ~ 99
3	22~23	コンサート等の電源供給をしている際、現場である床下に電気取り出し口があるため、被災者は床の蓋（コンクリート製、約60cm四方、約20kg）を開けようとしていた。蓋の2か所の穴にフックを掛け持ち上げたところ、左側のフックが外れ、左足の上に蓋が落ちた。	35	10 ~ 29
3	15~16	共同ストックスペースの自店ストック場所でストック作業中、反対側の他ブランドストックの棚の一番上から商品の椅子が頭部に落下した。	27	500 ~ 999

4	14~ 15	森林調査のため林班へ行き、小班（スギ・カラマツ人工林）で同僚2名と調査区域をペンキ塗布による表示作業中、GPS機器により区域確認をしながら、右手で灌木につかまりながら斜面（傾斜約30度）を横切っているとき、倒伏していた灌木が突然跳ね上がり、被災者の右目に当たった。	72	30 ~ 49
4	15~ 16	本社敷地内倉庫にて作業中、コンクリートブロックを左手で保持していたが、放そうと意識する寸前に左手から離れ、右足を引いたが間に合わず右足指先に落下し、右足第一指にあたり負傷した。作業姿勢については、先輩より危険を指摘されていたが、事故当時は意識が薄れていた。	53	1~ 9
5	19~ 20	被災者は、接客業務中、客に呼ばれ景品を交換するためショーケースの扉を開けようとした時に、扉の持ち手部分を持ったが扉が全く動かず、端の方を持ち上げて動かしたところ、ガラス扉が右足に落下した。	20	50 ~ 99
5	8~9	資材置場にて、C柱（長さ1.8m、重さ6.9kg）を運ぶ際に、手に持った際C柱を掴み損ね、右手甲にC柱を落とし負傷した。	30	10 ~ 29
5	9~ 10	キャディー業務中、お客様の打ったボールを見ていたところ、他のプレーヤーの打ったボールが直接胸部に当たり痛めた。	65	50 ~ 99
6	9~ 10	倉庫内で約3mの木材を移動するため2人で両端を持ち上げた際、手が滑って木材を離れてしまい、落ちて来た木材の端が左足の太股と膝に当たった。	41	10 ~ 29
6	9~ 10	給食調理場で作業中、大量のピーマンを包丁でカット処理後、ピーマンを移動させようと両手でまな板ごと持ち上げたところ、思ったより重く片手が離れてしまい、まな板の上に置いていた包丁が滑り落ちて来て、右手薬指腹部分に直撃切創し、出血が止まらなかった。	65	50 ~ 99
7	11~12	屋外で野積みしてある工業塩エリアにて老朽化した側壁の交換作業が予定されているためホースを使用し側壁にへばりついている塩の塊を溶かす作業をしていた。その際水で溶かした塩の塊（2m×2m）が崩れ落ち右足に当たり被災した。	44	30 ~ 49

7	15~16	エコウィルの装置撤去中にバランスを崩して尻餅をついた。その際、エコウィル装置が右足指付近に落下。	20	—
7	18~19	資材のみを置いている場所で、ダンプの荷台を清掃するために、荷台を下げて作業するため、後ろの荷台扉に右足を掛けて上がろうとしたが、フックが外れて扉が下がりに、左足の甲の上に落ちて打撲。	64	1~9
7	11~12	地籍調査で境界杭打ち作業中に杭を持っていた左手第2指（人差指）を誤って金づちで打ったもの。	67	30~49
7	12~13	健診会場として使用した公民館において、昼過ぎ頃、会場設営のために倉庫からパイプ椅子を運び出していた。倉庫内に積み上げてあった一番上のパイプ椅子を取ろうとした時、二番目のパイプ椅子が落下し、右足親指付け根辺りに直撃して打撲した。	60	50~99
7	15~16	タコ焼きラインの生産が終了し、フライパンを清掃するために2人で持ち、下に降ろすときに被災者側に落ち、足の甲を負傷した。負傷時は痛みも少なく、終業時間まで通常通りの業務をしたが、夜から足が腫れ、痛みが強くなった。	61	100~299
7	11~12	大工作業所において、木製の板（長さ60cm、幅9cm、厚さ3cm）を丸ノコギリ施盤で、くさび型に切断する作業を行っていたところ、切れたくさび型の部分（長さ20cm、幅9cm、厚さ1.5cm）が、作業者の方向に飛んで来て顔面に当たり、唇に裂症を負ってしまったものである。なお、旋盤の保護カバーは、切断する板が大きいため取り外してあった。	74	100~299
7	6~7	市場場内にて、魚の選別作業のため、高く積まれたコンテナの上段を取ろうと手を伸ばした際、手を滑らせて、コンテナを足元に落とした。	61	50~99
9	16~17	中2階で、撮影機材の整理をしていたところ、重りの付いた機材を移動し持ち上げた時に重りが移動して落下し、右足の親指に当たり負傷した。	28	10~29
	16~	就業先である6F倉庫で作業中、30キロ程の荷物を持った際、右手の持ち手部分の		500

9	17	パーツが外れ右足に荷物が落下。右手小指を負傷した。*当日は安全靴を着用して作業していた。	30	～ 999
9	11～ 12	竹炭を作るため、竹山から切り出して運搬用のトラックに積み込む際、トラックに積んだ竹が荷くずれを起こし右足に当たり負傷した。	47	1～ 9
10	9～ 10	当事業場内で落下の危険性のある樹木を剪定していたときに、切った枝が被災者の下肢に直撃し負傷したものである。被災時の状況は安全带及びヘルメットを装着し、固定した梯子に登り、高さ約2mのところ作業をしていた。	71	10 ～ 29
10	11～ 12	事務所前にて、車に作業用の装置（約20kg）を積み込もうとした時に左手が滑って装置が落ちそうになった。持ち替えようとした際、左手首を地面に挟まれ負傷した。少しの痛みを我慢して客先の工場へ向かったが、腫れと痛みが強くなった。	45	1～ 9
10	19～ 20	ビール樽（1樽10kg前後の未開封樽）を冷蔵庫から出す際に、積み上げていたビール樽の1つが本人の足へ落下して足の指を骨折。積み上げられたビール樽が不安全状態であった。	21	50 ～ 99
11	9～ 10	6F平場にて、コンテナ入荷後のダンボール格納作業中に棚の4段目に積み上げる際に手を滑らせ、顔に荷物が当たった。その日は痛みがなかったため作業を続けたが、翌日になり首を痛めたことが判明した。	19	100 ～ 299
11	9～ 10	1階のフロア上にて体育館の養生シートを台車から下ろす作業をしている際、2人で運んでいた養生シートを誤って右足の甲に落として負傷した。	26	30 ～ 49
12	17～18	当社駐車場にて、契約している運送会社のドライバーが、当社の製品をトラックへ積み込む際に荷台から落としてしまい、地面に散らばった製品を自社の社員が拾うのを手伝っていた。このとき、ドライバーがトラックの荷台から納品箱を下ろそうとしたところ、横にあったパレットも一緒に落下し、下で作業をしていた被災労働者の頭にぶつかった。	23	50 ～ 99
12	18～19	本社敷地内にて、工事前点検時（コンプレッサー）に手元を滑らせ、コンクリートブレーカーを右足の指の付け根に落として負傷した。	20	10 ～

				29
12	7~8	積み込み現場で、4.8mの木材（重さ100kg程度）をリフトを使い積み込み中、荷物が濡れていたため、フォークリフトの爪から荷物が落下し、右足に当たり負傷した。	42	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html